

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社カプコン
代表者名 代表取締役社長 辻本春弘
(コード番号 9697 東証第1部)
問合せ先 取締役副社長執行役員 小田民雄
(電話番号 06-6920-3623)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について

I 本施策の概略について 【旧施策との変更点は、10 頁ご参照】

1. 本施策検討の経緯

当社は、平成 26 年 6 月 16 日開催の当社第 35 期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」（以下「旧施策」といいます。）を上程いたしました。否決されたため非継続となりました。当社は、株主の皆様のご判断を厳粛に受け止め、その後も、結果の検証と今後の対応について慎重に検討を進めてまいりました。

また、当社における「攻めのガバナンス」の一つとして、当社は従前同様に、当該定時株主総会後も機関投資家をはじめとする当社株主の皆様との間の対話において、率直な意見の聴取を積極的に進めてまいりました。かかる対話は、非常に有意義であったと考えております。当社は、当該対話等でのご意見や助言等を真摯に受け止めさらに議論を重ねてまいりました。

以上の結果、当社取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す成長戦略の完遂のためには、当社の経営における高い規律を前提としつつもなお、大規模買付者に対しても一定のルールを定めることが必要であるとの結論に至りました。ここに当該対話等を勘案のうえ、旧施策に所要の変更（10 頁記載）を施した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下「本施策」といいます。）として、あらためて本議案を上程し、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

2. 本施策導入の主旨

(1) 中長期的な企業価値向上への取り組み

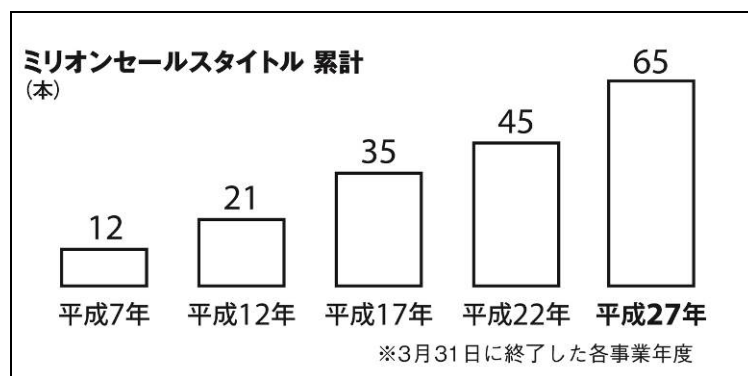
① 基本戦略としての「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」

当社グループは、「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」を基本戦略として、独創性溢れるコンテンツの開発を企業価値創造の源泉としたうえで、複数の事業へとグローバルかつ多面的な展開を図っております。

ア. 当社は、当社グループの開発クリエイターが創出したオリジナリティ溢れる「ワンコンテンツ」の蓄積として、販売本数 100 万本を超えるタイトルの累計が 60 作品を超えるなど、豊富なコンテンツ資産を保有しております。

ゲームというコンテンツは、キャラクター、映像、ストーリー、世界観、音楽およびインタラクティブな操作性など、多彩な要素の一つ一つがクリエイティビティの高いメディア芸術作品です。例えば当社では、「バイオハザード」や「モンスターハンター」、「ストリートファイター」など、人気タイトルを数多く輩出し、優良資産を多数保有しております。こうしたコンテンツ資産を、まずは中核事業であるゲーム専用機向けパッケージソフトとして、日本市場および北米・欧州市場などへの展開を図っております。

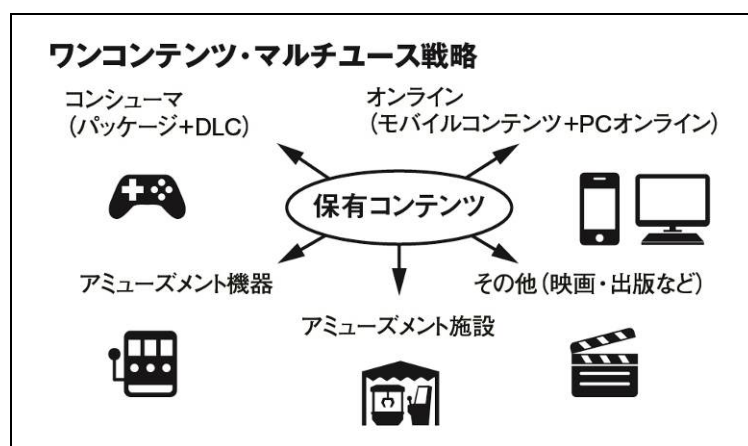
(ご参考)



イ. 次に、当社グループでは、グローバルな「マルチユース」戦略のもと、パッケージソフトで培ったコンテンツ資産を、家庭用ゲーム機事業以外へも展開し、徹底的な活用を図っております。具体的には、PC オンラインやモバイルコンテンツとしての展開に注力するほか、パチスロ機器やアミューズメン

ト機器、映画・アニメ・玩具および飲食品など広く各方面へと展開し、ブランド価値と収益性の更なる向上を図っております。また、デジタルコンテンツの強みとしての多様な著作権ビジネスを結実させるべく、成長著しいアジア市場において現地企業との協業展開を推進し、当社の優位性を維持しつつ、新たなビジネスチャンスを開き切っております。

(ご参考)



② 成長戦略の現状と見通し

前述の基本戦略を実現するため、過去3年間にわたり戦略的な開発体制の再構築や収益体質の強化等に取り組んでおり、今期から段階的に成果を顕在化させてまいります。

ア. 開発投資の選択と集中

近年ゲーム専用機の機能向上により増加傾向の開発投資を当社最大の事業資源ととらえ、選択と集中により徹底した収益管理を図るため、中期的なコンテンツ展開を可視化する戦略マップを用いて競争力の優位性を追求しております。具体的には、市場性と収益性を常に考慮したラインアップ戦略のもと、多様なタイトルごとの開発プロセスをきめ細かく管理しつつ、経営の視点から全体の最適化を図っております。結果として、市場ニーズに即応しない不採算タイトルが減少し、内作比率の向上と開発業務のアウトソーシング（外部委託）の削減が進んでおります。引き続き、収益に対して筋肉質な体質の定着を推し進めてまいります。

イ. 開発環境の拡充と整備

効果的な開発投資を実現するための開発体制の拡充と整備について、まず人材面では、新卒者を中心とした計画的なクリエイター人材の採用と育成および開発プロセス等を可視化する戦略マップの活用により、開発人員の配置管理を強化し、稼働率を改善することで、品質の向上とノウハウの蓄積を図っております。

また、同時に設備面では、新たなスタジオの建設などを含めた開発環境の拡充と整備を推し進めており、内作比率の拡大により開発コストの抑制や開発期間の短縮に努めております。

ウ. ダウンロード販売の拡大

近年、家庭用ゲームソフト市場ではパッケージ版以外に、ネットワークインフラの進展やオンライン課金モデルの確立に伴い、本編や追加シナリオをダウンロードする市場が、特に欧米市場をその先駆けとして着実に成長しております。当社も、流通形態の多様化へと柔軟に対応し、ダウンロード販売の拡大に注力しており、開発、マーケティングおよび販売を三位一体とした事業展開により収益の増大を図ってまいります。

エ. PC オンラインゲーム展開の強化

PC オンラインゲーム市場においては、売り切り型のパッケージソフトに比べて、利用者の反応をみながら継続的なアイテム課金や追加コンテンツの供給が可能のため、市場での管理方法の工夫により収益を増大させる余地があります。当社は、コンテンツの魅力により市場での競争力を高めるとともに、サービス開始後の的確な運営や管理ノウハウの蓄積などにより安定した利益が継続して確保できるよう、傾注してまいります。

また、成長著しいアジア市場においては、現地での展開力に強みを持つ有力企業との協業を通じ、デジタルコンテンツの強みを最大限活かしきる版權ビジネスとしての展開も行ってまいります。

オ. モバイルコンテンツ事業の強化

当社グループは、モバイルコンテンツ事業においても、「カプコンブランド」では人気コンテンツを豊富に有している強みを活かし市場での巻き返しを図るほか、米国ロサンゼルスを本拠地とし独自性を構築する「ビーラインブランド」でも女性カジュアル層での強みを活かし再び攻勢を図ります。これら優良コンテンツとゲーム運営（利用者の的確な動向把握、供給コンテンツへの反映等）の拡充によるシナジー展開により、モバイルコンテンツの事業強化に努めてまいります。

カ. パチスロ機器他のアミューズメント関連事業での推進

パチスロ機事業への展開においても、「モンスターハンター」や「戦国BASARA」などの人気コンテンツの活用により、機器の魅力向上に努めております。

また、平成 26 年 9 月からの型式試験方法の変更による規制強化により、事業環境はまだら模様の部分がありますものの、同試験に適合する機種を早期に増やすべく、総力を挙げて開発に取り組んでおります。この結果、毎年複数機種の自社筐体を安定して投入できれば、再軌道に乗せるとともに、新たな展望が開けるものと認識しております。

他方、アミューズメント機器事業およびアミューズメント施設事業におきましても、人気コンテンツを導入した機器の開発や施設でのテーマ展開等を行っております。

キ. キャラクターコンテンツ事業の展開と攻勢

当社グループでは、テレビ、アニメ、出版、映画、演劇、玩具および飲食品などの各方面で人気キャラクターを活用したコンテンツのライセンスビジネスを積極的に展開しており、相乗効果を創出しております。当社グループは、ハリウッドで映画化された「バイオハザード」や「ストリートファイター」など、海外で人気のあるミリオンタイトルを数多く抱える世界有数のコンテンツホルダーであります。今後とも、キャラクターコンテンツ事業への積極

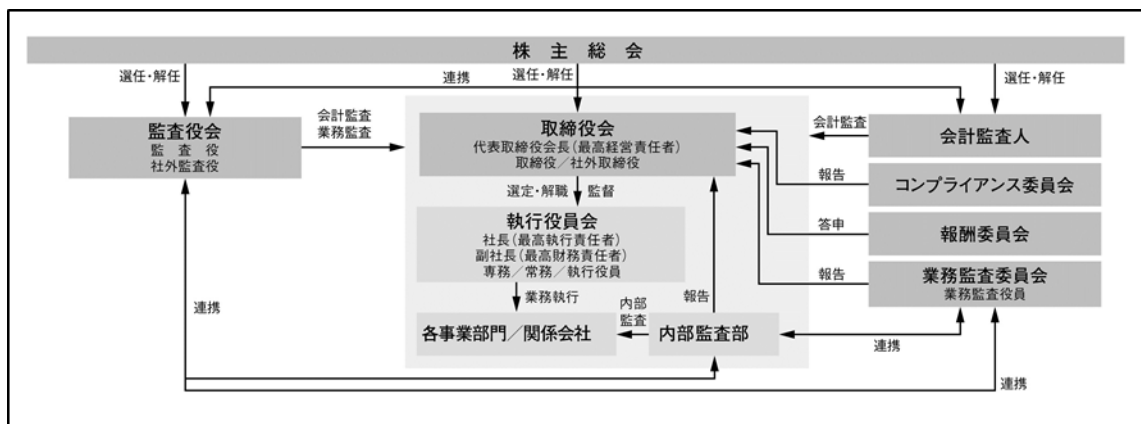
的な攻勢をかけることにより、当社全体のブランド価値の向上と収益の増大に努力してまいります。

(2) コーポレートガバナンス体制の充実と向上

また、当社は「攻めのガバナンス」が、持続的な成長戦略の必要条件である旨を十分に認識しております。こうした観点から、平成 13 年度から社外取締役を選任しており、当初 2 名から平成 15 年度以降は 3 名の社外取締役を含めた体制で取締役会における規律の導入と議論の活性化を図ってまいりました。

加えて、昨年の定時株主総会において当社定款を変更し、取締役任期を 2 年から 1 年に短縮し、経営責任を明確にするなど、コーポレートガバナンス体制の充実と向上を継続的に行ってきており、今後とも株主の皆様とともに成長戦略を推進するために必要なものと重要視しております。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制図



(3) 本施策を通じての数値目標

こうした基本戦略および成長戦略の現状と見通しのもと、当社グループでは株主の皆様のご期待に応えられるよう、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

具体的には、資本効率性の指標として、ROE（自己資本利益率）について、平成 27 年 3 月期までの過去 3 期の移動平均「6.7%」という実績に対して、本施策の有

効期間である平成 29 年 3 月期を最終年度とする 3 期の移動平均で「8～10%」に引き上げることを第一段の目標として企業価値の向上を図ってまいります。

(ご参考) ROE (自己資本利益率)

項 目	本施策導入前 平成 25 年 3 月期～平成 27 年 3 月期 実績 3 期移動平均	本施策満了時 平成 27 年 3 月期～平成 29 年 3 月期 目標 3 期移動平均
ROE (自己資本利益率)	6.7%	8～10%

(4) 本施策の必要性

当社は、当社グループが持続的な成長と中長期的な株主価値の向上を果たす戦略を掲げ、株主の皆様への期待に応える経営に邁進するためには、本施策がその完遂に必要なものであると考えております。現時点では、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や連絡等を受けている事実はありません。しかしながら、不測の事態が発生する可能性は常に存在しており、企業価値の毀損や株主共同の利益の侵害といった事態が生じる恐れを完全に否定できるものではありません。具体的には以下のような懸念を想定しております。

- ① 自社で開発したコンテンツ資産の価値は、現在の会計制度において直接貸借対照表に計上されるものではなく、人気タイトルなどのブランド価値の蓄積が、必ずしも順調に当社グループの適正な企業価値に反映されていくわけではないと考えております。大規模買付者によっては、その途上における一時点での差異のみに着目し、中長期的な企業価値の向上を目的としない敵対的買収の危機にさらされる可能性があります。
- ② また、当社のコンテンツ創出力は、人的資産が活躍できる環境に大きく依存しております。大規模買付者の開発方針によっては、優秀な開発クリエイターをはじめとする従業員が当社の企業風土や開発戦略の変化を懸念して不安感や警戒感を抱き、反発、離反などにより経営の根幹をなす開発体制が脆弱化し、「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」の循環の源をなすコンテンツを生み出す母体が毀損することで、中長期的な企業価値の低下を招く恐れがあります。

③ 当社は、大規模買付者との間にも中長期的な企業価値の向上を主題とした建設的な対話が可能であると考えており、そのための機会と十分な時間の確保は大規模買付者にとっても有意義なものと考えています。また、株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案に一定のルールを設け、十分な情報の提供と検討の期間を確保し、取締役会が必要な交渉を行うとともに、公正なご判断を仰ぐ仕組みを構築することは、株主共同の利益の向上のためにも必要であると考えます。現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、必ずしも有効に機能しないことが考えられます。

(5) 以上の次第ですので、当社が中長期的な企業価値の向上を目指し、持続的な成長戦略を実施するために本施策を定めることは、不測の事態などによる開発体制の混乱や脆弱化に対応することで、当社の経営資源を分散させることなく成長戦略に集中できる環境を整えるために必要であります。本施策を定めることは決して当社の取締役の保身を目的としないのみならず、取締役の責務である当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持、向上に資するものと思料いたします。

3. 本施策の主な流れ

(1) 当社経営の支配権に影響を及ぼす大規模買付者には、株主の皆様に必要な情報の提供を行っていただくとともに、最終的には株主意思確認株主総会の意思決定に至るまで、本施策で定めるルールに従っていただくよう求めます。

(2) まず大規模買付者に対しては、大規模買付行為に先立ち「意向表明書」を当社に提出することを求め、また、当社株主の意見形成に必要な情報を求めます。

当社は、大規模買付者に対しては、情報の提供期間として最長で 30 日間の期間を設定しております。

(3) 当社は、前項の大規模買付者からの情報提供期間の満了後 60 日間（対価を現金のみとする公開買付け以外は 90 日間）以内に、評価、検討を行い、株主意思確認株主総会の招集の是非を含めた結果を公表します。

- ① 独立委員会は、買付行為の評価・検討を行い、株主意思確認株主総会の招集を含め大規模買付対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告します。
- ② 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為の評価・検討を行い、株主意思確認株主総会の招集を含め大規模買付対抗措置発動の是非等について結果を公表します。
- ③ 株主意思確認株主総会を開催するに至った場合は、株主の皆様が大規模買付対抗措置発動の是非をご判断いただきます。

4. 本施策上程に至る経緯

当社は、旧施策について、平成 20 年 6 月 19 日開催の第 29 期定時株主総会によりご承認をいただき、平成 22 年 6 月 18 日開催の第 31 期定時株主総会および平成 24 年 6 月 15 日開催の第 33 期定時株主総会において施策に所要の修正を行ったものを継続してまいりましたが、平成 26 年 6 月 16 日開催の第 35 期定時株主総会での否決により非継続となりました。

このたびの本施策の導入については、前述のとおりの対話等を踏まえ、当社取締役会で、さらに慎重な検討を加えた結果、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社第 36 期定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本施策を導入することを決議いたしました。

なお本施策は、当該取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、出席監査役全員が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、株主の皆様のご判断に資するため、旧施策からの変更点について、次のとおり、新旧対照表を作成いたしましたので、ご参照をお願いいたします。いずれの項目も、本施策が当社の取締役の保身のためと判断されかねない条項等について、そうした誤解を生じさせないように変更したものであり、株主の皆様に必要な情報提供と意思確認をお願いするルールとして本施策を立案させていただいているものであります。

(ご参考) 旧施策からの主要な変更点

1. ガバナンスに関する変更点

項 目	旧 施 策	本 施 策
取締役任期	1 年 (ただし、定款附則により現任取締役の任期は 2 年)	1 年
社外取締役比率	10 名中 3 名 (30%)	7 名中 3 名 (42%)

2. 買収防衛策の変更点

項 目	旧 施 策	本 施 策
成長目標 (6～7 頁)	明記なし	資本効率性の指標として 3 期移動平均 ROE「8～10%」を明記
対抗措置発動の要件 (19～21 頁)	①東京高裁 4 類型および強圧的二段階買付 ②買付の条件が、著しく不十分・不適當	①東京高裁 4 類型および強圧的二段階買付 (注) ②開発体制の脆弱化に伴う企業価値の低下
対抗措置発動の決定機関 (21～23 頁)	独立委員会の勧告により、取締役会で決議	独立委員会の勧告により、株主意思確認株主総会に上程 ただし、明らかに東京高裁 4 類型および強圧的二段階買付の場合は取締役会決議
独立委員会の構成 (18 頁)	社外取締役 2 名および社外有識者 1 名	社外取締役 2 名および社外監査役 1 名
大規模買付者に求める情報提供の期間 (15 頁)	規定なし (無期限)	最長 30 日
大規模買付者に求める情報提供のリスト (14～15 頁)	13 項目	6 項目
本施策の廃止手続 (23～24 頁)	取締役会決議により廃止	①株主総会決議を受けて廃止 ②取締役会決議により廃止

(注) 東京高裁 4 類型とは、本施策 20 頁に記載のⅢ 3.(2)②ア.からエ.まで、また強圧的二段階買付は同オ.をいいます。

本施策の概略は、以上のとおりであります。

なお、本施策の内容の詳細は次のとおりであります。

Ⅱ 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株式等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または②当社株式等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株式等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等所有割合（注7）の合計をいいます。

-
- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株式等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株式等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 本施策の必要性

当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記 I 2.(4)で述べた当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から当社株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、金融商品取引法（公開買付制度および大量保有報告制度）の改正（旧証券取引法平成 18 年改正）により、現経営陣の賛同を得ることなく突然に公開買付けが行われた場合に、公開買付届出書における開示の充実、買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会（質問権）の付与等がなされたことによって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、同改正がなされた現在においてもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、同改正が敵対的買収に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

かかる状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値

および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことが必要と考えており、かかる対抗措置の準備は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない敵対的買収を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本施策は公開買付開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであることから、本施策を導入することは当社の取締役としての責務であると考えております。

平成 27 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の 26.08%が保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値および株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するものであります。

Ⅲ 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記 2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記 3.）から構成されております。

まず、本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、当社株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記 2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記 2.(2)）を要請しております。

次に、本施策においては、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定し、それぞれの場合の手續を具体的に規定しております（後記3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 当社取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、当社株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書の受領日から10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じとします。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。

本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価

証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為における当社株式等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容および条件
- ④ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ(大規模買付者を含みます。)が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、開発方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑤ 大規模買付行為実行後における、当社グループの開発クリエイターをはじめとする従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者の処遇方針
- ⑥ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会(後記(3))等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、合理的な期間(以下「情報提供期間」といいます。)を定め、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。情報提供期間は、意向表明書の受領日から起算して最長で30日間とします。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に提供を求める情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、当社株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な評価・検討を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。大規模買付者が提出した本情報は、当社株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を公表いたします。

(2) 当社取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日または情報提供期間満了日から60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付

けによる当社全株式の買付けの場合) もしくは 90 日間 (その他の大規模買付行為の場合) (以下「取締役会評価期間」といいます。) が経過するまで、または株主意思確認株主総会 (下記②) を開催する場合には同総会が大規模買付対抗措置の発動の是非について決議するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の評価および検討、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、当社株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等に関して、独立委員会 (後記(3)) の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。大規模買付者が大規模買付行為を行うことができるようになる場合は、以下のとおりです。

① 当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しないことを決議した場合

当社取締役会は、下記②の場合を除き、取締役会評価期間中に大規模買付対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、かかる決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

② 大規模買付対抗措置の発動の是非を株主意思確認株主総会に上程する場合

当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動すると判断した場合 (ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合 (後記 3.(3)①)、および当社取締役会の決議のみで大規模買付対抗措置を発動できる場合 (後記 3.(3)②イ.) を除きます。) は、株主の皆様は大規模買付対抗措置の発動の是非についてご判断いただくため、取締役会評価期間満了後 60 日間 (事務手続上の合理的な理由が存在する場合には必要最小限の期間を延長する場合があります。) 以内に会社法の手続に従い株主総会 (以下「株主意思確認株主総会」といいます。)

を開催し、大規模買付対抗措置を発動する旨の議案を株主意思確認株主総会に上程するものとします。当社は、株主意思確認株主総会において大規模買付対抗措置の発動が出席株主が有する議決権の過半数の反対により否決された場合は、大規模買付対抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

(3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。当社取締役会は、前記(1)に定める本情報ならびに前記(2)に定める本情報の当社取締役会による検討および評価結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による検討および評価結果ならびに外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手したうえで、以下の事項に関する検討結果について当社取締役会に勧告を行います。

① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3.(2)①）について検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付

ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)②）を具備しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非（株主意思確認株主総会（前記(2)②）への上程の可否を含みます。）について当社取締役会に対して勧告します。

独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。また、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、本施策導入時の独立委員会の委員は、社外取締役2名および社外監査役1名の合計3名により構成し、別紙3記載の各氏を選任する予定です。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を具備する場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、後記(3)に述べる手続に従い、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして当社株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定めるいずれかの要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前もしくは株主意思確認株主総会が大規模買付対抗措置の発動の是非について決議する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が次の各号のいずれかの類型に該当し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものに該当すると当社取締役会が判断した場合には、後記(3)の手続に従い大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ア. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- イ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営に当たる場合）。
- ウ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- エ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券およびコンテンツ資産等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合。
- オ. 最初の買付けで、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付

けを行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。

カ. 大規模買付行為における買付けの条件（開発方針、買付け後における開発社員をはじめとする当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの経営資源の源泉である開発体制を脆弱化させるものであると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

（3）大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の手続に従い大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会が次の各号に定める勧告を行った場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、それぞれの手続に従い大規模買付対抗措置の発動の是非について

決議することができるものとします。

- ア. 独立委員会が株主意思確認株主総会において大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するよう求める勧告を行う場合

独立委員会は、下記イ.に該当する場合を除き、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の発動の是非を判断するため、株主意思確認株主総会に大規模買付対抗措置を発動する旨の議案を上程することを勧告するものとします。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において大規模買付対抗措置を発動することの是非を株主意思確認株主総会において決議させるべきとの判断に至った場合、当該議案を株主意思確認株主総会に上程するため、株主意思確認株主総会の招集を決議します（株主意思確認株主総会への議案の上程については、前記2.(2)②も併せてご確認ください。）。

株主意思確認株主総会において、大規模買付対抗措置を発動することが出席株主が有する議決権の過半数の賛成により可決された場合、当社は大規模買付対抗措置を発動するものとします。他方で、株主意思確認株主総会において、大規模買付対抗措置を発動することが否決された場合、当社は大規模買付対抗措置を発動しないものとします。

- イ. 独立委員会が株主意思確認株主総会を開催せずに大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するよう求める勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為が前記(2)②ア.からオ.に該当することが明らかであると判断した場合、当社取締役会に対して、当社取締役会の決議のみで大規模買付対抗措置を発動すべきことを勧告するものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において大規模買付対抗措置を発動すべきとの判断に至った場合、大規模買付対抗措置を発動することを決議します。

また、独立委員会は、前記(2)②ア.からカ.に該当しないと判断した場合、

当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置を発動すべきでないことを勧告するものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において大規模買付対抗措置を発動すべきでないとの判断に至った場合、大規模買付対抗措置を発動しないことを決議します。ただし、当社取締役会は、株主の共同の利益のために大規模買付対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断する場合には、当該議案を株主意思確認株主総会に上程することができるものとします。その後の手続は、上記ア.と同様です。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、当社株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、または(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

- ア. 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付行為が存在しなくなった場合
- イ. 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(2)②ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認を条件として効力を発生し、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値および株主共

同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含みます。）をすることができるものとします。

加えて、当社株主総会において出席株主が有する議決権の過半数をもって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、当社は本施策を廃止するものとします。この他、当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会の判断により本施策を廃止する旨の決議が行われた場合についても、当社は本施策を廃止するものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成 27 年 5 月 12 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本施策に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本施策に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本施策の合理性について

1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成 20 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅱに述べたとおり、本施策は、当社株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記Ⅲに述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続は、いずれも前記Ⅲにおいて具体的かつ明確に示したところであり、当社株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

4. 継続手続および改廃の可能性

本施策は、平成 27 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、出席取締役全員の賛成により決定されたものであります。なお、当該取締役会において、出席監査役全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、本施策は、前記Ⅲ 4.のとおり、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役により廃止または変更することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は 1 年であるため、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一

度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策)でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて当社株主の意思が反映されうるものと考えます。

5. 当社取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅲ 3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件を具備するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅲ 3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

V 本施策が当社株主および投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが当社株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株式等を発行するものではありませんので、当社株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者およびそれに対する当社の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が当社株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の当社株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として当社株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、当社株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化されることとなります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する当社株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を取得することとなります（なお、この場合、かかる当社株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき当社株主が確定した後において、前記Ⅲ 3.(3)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる当社株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以 上

当社株式の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

- ・発行可能株式総数 150,000,000 株
- ・発行済株式の総数 67,723,244 株
- ・株 主 数 13,312 名
- ・大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 ク ロ ス ロ ー ド	5,276 ^{千株}	9.38 [%]
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,635	8.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	2,207	3.93
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	2,121	3.77
辻 本 憲 三	2,008	3.57
辻 本 美 佐 子	1,964	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,715	3.05
辻 本 美 之	1,669	2.97
辻 本 春 弘	1,548	2.75
辻 本 良 三	1,545	2.75

(注) 持株比率については、自己株式数 (11,493千株) を控除して算出しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1)委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

- ①大規模買付者が提供する情報の十分性について
- ②大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ③大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2)委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

- ①大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
- ②当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価
- ③前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項

(3)委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。

- ①大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
- ②大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表
- ③大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
- ④大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

(1)委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。

(2)委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者略歴

保 田 博（やすだ ひろし：昭和 7 年 5 月 14 日生）

【略 歴】

昭和 32 年 4 月 大蔵省入省
 昭和 48 年 11 月 大蔵大臣秘書官
 昭和 52 年 1 月 内閣総理大臣秘書官
 昭和 63 年 6 月 大蔵省大臣官房長
 平成 2 年 6 月 大蔵省主計局長
 平成 3 年 6 月 大蔵事務次官
 平成 6 年 5 月 日本輸出入銀行総裁
 平成 11 年 10 月 国際協力銀行総裁
 平成 13 年 9 月 関西電力株式会社顧問
 平成 14 年 1 月 読売国際経済懇話会理事長（現任）
 平成 14 年 7 月 日本投資者保護基金理事長
 平成 16 年 6 月 株式会社資生堂社外監査役
 平成 16 年 8 月 財団法人資本市場振興財団（現 公益財団法人資本市場振興財団）
 理事長
 平成 19 年 6 月 当社社外取締役（現任）
 平成 26 年 1 月 公益財団法人資本市場振興財団顧問（現任）

- 注 1. 保田 博氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
 2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

守 永 孝 之（もりなが たかゆき：昭和 15 年 9 月 5 日生）

【略 歴】

昭和 39 年 4 月 日本輸出入銀行入行
 平成 4 年 4 月 同行人事部長
 平成 6 年 8 月 同行大阪支店長
 平成 8 年 4 月 同行理事
 平成 10 年 9 月 矢崎総業株式会社常務取締役
 平成 12 年 9 月 同社専務取締役
 平成 18 年 6 月 同社取締役副会長
 平成 19 年 6 月 同社取締役相談役
 平成 20 年 6 月 同社非常勤顧問
 平成 21 年 6 月 当社社外取締役（現任）

- 注 1. 守永孝之氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
 2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

岩 崎 吉 彦 (いわさき よしひこ : 昭和 27 年 5 月 19 日生)

【略 歴】

昭和 54 年 4 月	国税庁入庁
昭和 61 年 7 月	伊集院税務署長
平成 9 年 7 月	広島国税局徴収部長
平成 11 年 7 月	広島国税局調査査察部長
平成 15 年 7 月	国税庁長官官房企画官
平成 19 年 7 月	名古屋国税局総務部長
平成 20 年 7 月	税務大学校教頭
平成 21 年 7 月	金沢国税不服審判所長
平成 22 年 7 月	札幌国税不服審判所長
平成 23 年 7 月	税務大学校副校長
平成 24 年 6 月	当社社外監査役 (常勤) (現任)

- 注 1. 岩崎吉彦氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の保有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注8）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注9）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注10）（以下①ないし⑥に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を

(注8) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等所有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注9) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

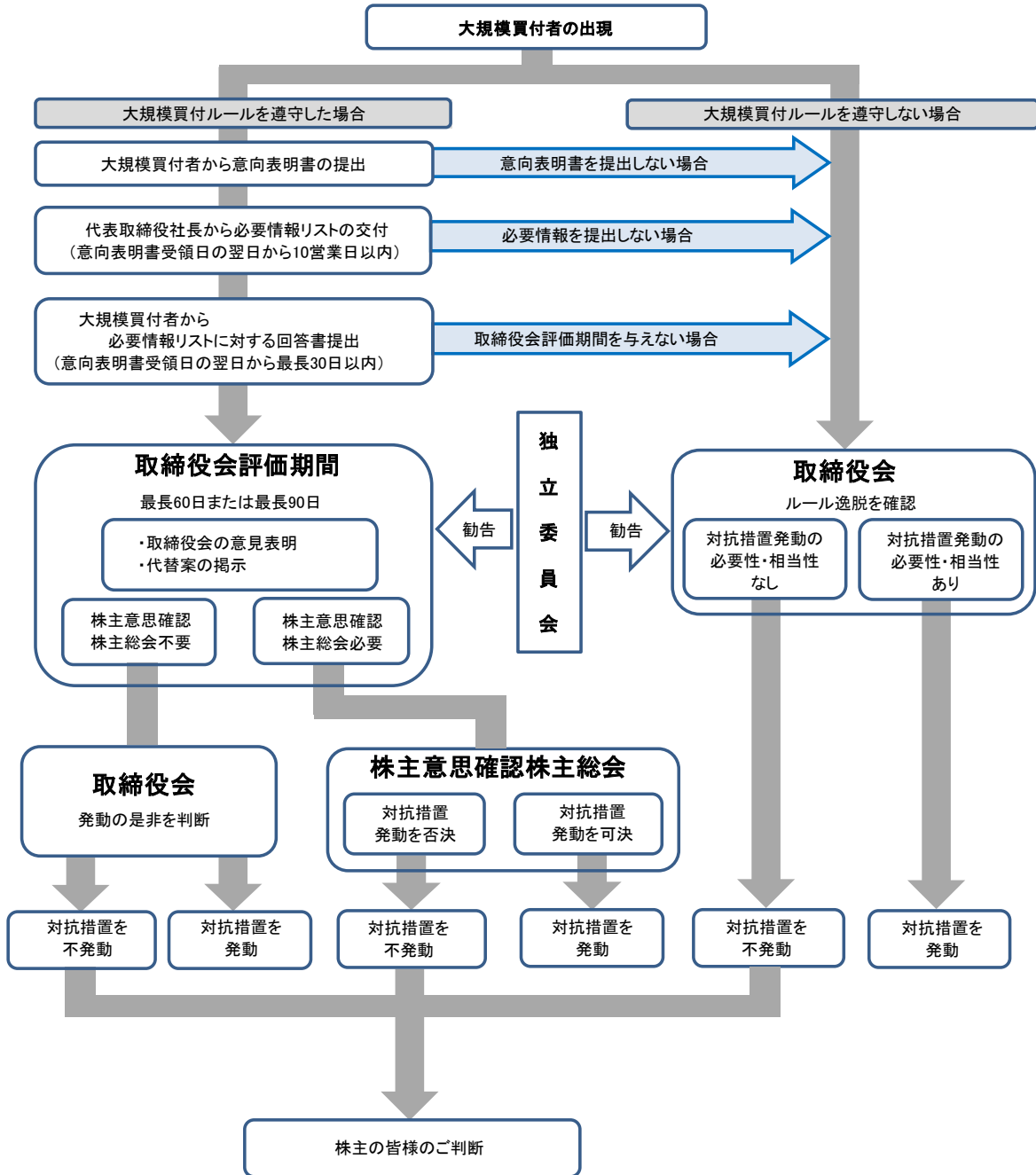
新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

〔 本 施 策 概 要 の フ ロー チ ャ ー ト 〕



(注) 本フローチャートは、本施策の代表的な流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続を示しておりません。